函館市軽費老人ホーム利用料等取扱基準

函館市内に所在する老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の６に規定する軽費老人ホームの利用料等に関する事項について，次のとおり定める。

１　基本利用料

軽費老人ホームにおける入所者の基本利用料は次のとおりとする。

(1)　入所者１人１か月当たりの基本利用料として，「サービスの提供に要する費用（月額)」，「生活費」，「居住に要する費用」の合算額以下の額。

(2)　軽費老人ホームに置くべき介護職員の処遇改善のため入所者が負担すべきサービスの提供に要する費用（年額）として以下の各種処遇改善費の合算額。

ア　処遇改善費（令和３年１１月閣議決定分）

処遇改善費として下表に定める額。

一般入所者数	年額
30 人以下	108,000 円
30 人を超えて 80 人以下	216,000 円

イ　処遇改善費（令和６年度介護報酬改定分）

処遇改善費として次により算出した額(十円未満切捨て)。

(サービスの提供に要する基本額(月額)＋寒冷地加算＋事務用冬期採暖費)

×一般入所者数×1.16％×12

２　サービスの提供に要する費用（月額）

(1)　サービスの提供に要する基本額（月額）は，入所者が負担すべき額として市長が定める額とする。(別表１)

(2)　サービスの提供に要する費用（月額）は，別表１のサービスの提供に要する基本額（月額）に各種加算額等を加えた額とする。

なお，サービスの提供に要する費用に係る本人からの徴収額（月額）は，別表２のとおりとする。

(3)　各種加算額等

以下の各種加算額等については，それぞれの要件に該当する場合，上記のサービスの提供に要する基本額（月額）に合算する。

ア　寒冷地加算

寒冷地加算は，６６０円（月額）とする。

イ　事務用冬期採暖費

事務用冬期採暖費は，１８０円（月額）とする。

ウ　民間施設給与等改善費

民間施設給与等改善費は，「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」（昭和６３年５月２７日社施第８４号厚生省社会局長通知）に定めるところに準じて民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合に算定するものとし，「サービスの提供に要する基本額（月額）」，「寒冷地加算」，「事務用冬期採暖費」の合算額に，同通知に定めるところにより決定された加算率を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

なお，特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については，特定施設入居者生活介護の対象者について，共通職員のみにより算定した民間施設給与等改善費を算定し，それ以外の入所者との単価と区分して用いること。

３　生活費（月額）

生活費（食材料費および共用部分の光熱水費に限る。）は，市長が定める額を上限とする。

１人当たりの額	冬期加算額 （１１月から３月まで）
４６，９４０円	９，２２０円

４　居住に要する費用（月額）

(1)　居住に要する費用の設定および支払い方式

①　居住に要する費用については，次に定めるところによる一括支払い方式，分割支払い方式，併用支払い方式のうち，入所者本人の意向に十分に配慮しつつ，原則として分割支払い方式をとるよう努めるものとする。

ア　一括支払い方式

一括支払い方式とは，施設の建設年次の施設整備費（土地取得費を除く。）から，国庫補助額，都道府県補助額，民間施設給与等改善費の管理費加算等のうち借入金返還予定額，都道府県等の借入金返還助成額等公的補助額を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を定員または入所者数に応じて配分した額（以下「居住費基礎額」という。）を基礎とし，一括納入する方式である。

なお，民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第７条第１項の規定に基づき選定され，施設の貸与を受けて運営している場合には，前述の「建設年次の施設整備費」とあるのを「施設および施設用地の賃借料総額を現在価値で換算した額」と読み替えるものとする。

イ　分割支払い方式

分割支払い方式とは，居住費基礎額に一定の期間の月数（２０年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

ウ　併用支払い方式

併用支払い方式とは，居住費基礎額のうち，一定額を一括納入させるとともに，残余の額に一定の期間の月数（２０年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

②　この居住に要する経費の設定は，上限を示したものである。

③　当初からの入所者との均衡および施設の老朽化に伴う修繕費，改築等に要する費用が必要となること等に鑑み，軽費老人ホームが開所し，一定期間経過した後入所する者についても，居住費基礎額の範囲内で居住に要する費用を設定して差し支えないこと。

④　利用者が一定の期間（２０年を標準とする。）未満の期間以内に退所した場合においては，一括支払い方式で支払われた居住に要する費用または，併用支払い方式による一括納入金を一定の期間（２０年を標準とする。）から経過期間を差し引いた期間に応じ，均等払いで，退所時に利用者に返還すること。

なお，軽費老人ホーム単独経営の社会福祉法人など財政基盤が十分でないと判断される場合であって，かつ，着工時において相当数の入所者が確保されていない場合については，十分な入所者を確保し，安定的な経営が見込まれるまでの間について，入居金の返還債務について銀行保証等が付されていること。

(2)　居住に要する費用の減額

居住に要する費用は，入所者の所得の低い場合や夫婦で利用する場合等入所者の実態に応じ，一定の範囲内で減額しても差し支えないものであること。

別表１

サービスの提供に要する基本額（月額）

１　単独・併設設置

単　独　設　置			併　設　設　置		
入所者数	①	②	入所者数	③	④
人	円	円	人	円	円
－	－	－	10－14	137,530	94,170
－	－	－	15－19	92,150	63,180
20	133,100	111,370	20－29	87,120	65,590
21－30	89,140	74,650	30	63,280	48,790
31－40	77,970	67,200	31－40	58,550	47,780

41－50	69,420	60,760	41－50	47,080	38,430
51－60	58,650	51,410	51－60	39,430	32,190
61－70	55,530	49,290	61－70	34,000	27,760
71－80	48,690	43,260	71－80	29,880	24,540
81－90	48,190	43,360	81－90	31,590	26,660
91－100	43,360	39,230	91－100	28,470	24,240
101－110	41,650	37,920	101－110	27,560	23,640
111－120	38,430	34,810	111－120	25,350	21,730
121－130	38,930	35,610	121－130	26,960	23,640
131－140	36,320	33,200	131－140	25,250	22,130
141－150	34,910	31,990	141－150	24,540	21,530

（注）　②および④は，介護職員１名を配置しない場合に適用する。

２　特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合

特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については，サービスの提供に要する基本額（月額）について，以下のとおりとなるので留意すること。

区　　分	サービスの提供に要する基本額（月額）	備　　考
特定施設入居者生活介護の利用者	⑤，⑥，⑦，⑧のいずれか	⑥＋⑩，⑧＋⑩の組み合わせについては，一般入所者が 30 人以下の場合を除く。
上記以外の一般入所者	上記に⑨または⑩を加えた額	

(1)　共通職員

共　通　職　員					
単　独　設　置			併　設　設　置		
入所者数	⑤	⑥	入所者数	⑦	⑧
人	円	円	人	円	円
－	－	－	10－14	71,930	26,460
－	－	－	15－19	48,390	18,100
20	100,300	77,460	20－29	54,320	31,590
21－30	67,300	52,010	30	41,350	26,250
31－40	50,800	39,330	31－40	31,280	19,920
41－50	47,480	38,430	41－50	25,350	16,190
51－60	40,440	33,000	51－60	21,320	13,680

61－70	39,840	33,400	61－70	18,510	11,870
71－80	35,110	29,270	71－80	16,290	10,560
81－90	31,180	26,150	81－90	14,580	9,550
91－100	28,170	23,640	91－100	13,280	8,650
101－110	27,860	23,740	101－110	13,780	13,780
111－120	25,650	21,930	111－120	12,770	12,770
121－130	27,260	23,740	121－130	15,290	11,770
131－140	25,450	22,230	131－140	14,280	11,060
141－150	24,750	21,630	141－150	14,380	11,260

（注）　⑥および⑧は，生活相談員１名を配置しない場合に適用する。

(2)　一般入所者に対する介護職員

一般入所者に対する介護職員 （単独・併設共通）		
一般入所者数	⑨	⑩
人	円	円
20	33,300	11,870
21－30	21,630	7,340
31－40	27,060	16,190
41－50	21,530	12,970
51－60	18,000	10,660
61－70	15,390	9,150
71－80	13,480	8,040
81－90	16,700	12,070
91－100	15,090	10,660
101－110	13,680	9,650
111－120	12,570	8,850
121－130	11,570	8,140
131－140	10,660	7,640
141－150	9,960	7,040

（注）　⑩は，一般入所者に対する介護職員１名を配置しない場合に適用する。

別表２

本人からの徴収額（月額）

対象収入による階層区分		費用徴収額（月額）
1	1,500,000 円以下	10,100 円
2	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	13,300
3	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	16,300
4	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	19,400
5	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	22,500
6	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	25,600
7	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	30,700
8	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	35,900
9	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	40,900
10	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	46,100
11	2,400,001 円 ～ 2,500,000 円	51,200
12	2,500,001 円 ～ 2,600,000 円	58,400
13	2,600,001 円 ～ 2,700,000 円	65,600
14	2,700,001 円 ～ 2,800,000 円	72,800
15	2,800,001 円 ～ 2,900,000 円	80,000
16	2,900,001 円 ～ 3,000,000 円	87,200
17	3,000,001 円 ～ 3,100,000 円	94,300
18	3,100,001 円以上	全　額

（注１）　この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から，租税，社会保険料，医療費，当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

（注２）　対象収入および必要経費については，「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成１８年１月２４日老発第 0124004 号）の「１「対象収入」について」の取扱いによるほか，「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成１８年１月２４日老計発第 0124001 号）の第２の１の(1)「「前年」の対象収入の取扱い」，(3)「収入として認定するものの取扱い」，(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

（注３）　本人からの徴収額（月額）は，上表により求めた額とする。

ただし，その額が当該施設におけるサービスの提供に要する基本額（月額）を超えるときは，当該施設のサービスの提供に要する基本額

（月額）を本人からの徴収額（月額）とする。

（注４）　夫婦で入居する場合については，夫婦の収入および必要経費を合算し，合計額の２分の１をそれぞれ個々の対象収入とし，その額が１５０万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については，上記表の額から３０％減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合，１００円未満の端数は切り捨てとする。

（注５）　利用料の負担が困難な状況である者については，必要に応じて生活保護担当部局と連携し，生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

附　則

この基準は，平成２５年４月１日から適用する。

附　則

この基準は，平成２７年４月１日から適用する。

附　則

この基準は，令和元年１０月１日から適用する。

附　則

この基準は，令和４年２月１日から適用する。

附　則

この基準は，令和６年２月１日から適用する。

附　則

１　この基準は，令和６年４月１日から適用する。ただし，第１項第２号の規定は，令和６年６月１日から適用する。

２　令和６年度分の補助金交付額の算定にあたっては，第１項第２号の規定にかかわらず，軽費老人ホームに置くべき介護職員の処遇改善のため入所者が負担すべきサービスの提供に要する費用（年額）を以下の各種処遇改善費の合算額とする。

(1)　処遇改善費（令和３年１１月および令和５年１１月閣議決定分）

処遇改善費として下表に定める額。

一般入所者数	年額
30 人以下	120,000 円
30 人を超えて 80 人以下	240,000 円

(2)　処遇改善費（令和６年度介護報酬改定分）

処遇改善費として次により算出した額(十円未満切捨て)。

(サービスの提供に要する基本額(月額)＋寒冷地加算＋事務用冬期採暖費)

×一般入所者数×1.16%×10